

おかげさまで創立65周年

Rotary 西尾ロータリー Weekly

2022-23年度 鳥山会長テーマ ～持続可能な未来への足がかり～
第3101回例会 令和5年4月11日(火) 天気:晴 No.30



会長 / 鳥山欽示 幹事 / 山崎克弥

クラブ会報委員 鳥居慶輔 / 松本容明 / 矢橋和也 / 羽佐田芳和

例会日:火曜日 12:30 例会場:西尾コンベンションホール

事務局:西尾市永楽町3-45 西尾信用金庫中央支店内204

TEL:0563-54-7770 FAX:0563-54-7050 URL:http://www.nishio-rotary.org

2022-23年度
RIテーマ



イマジン
ロータリー

【本日のプログラム】

司会	本田正則例会運営委員長	斉唱	「我等の生業」
スピーカー	税理士法人STR代表社員 小栗 悟氏 (名古屋西RC)	食事	山味
	「税理士が伝える事業承継・相続対策」		



【会長挨拶】



もう4月になり、嬉しい気分です。先日は花見例会が盛大に開催されました。私の実家で金原君が改装して事業をしている場所で設営させて頂きました。外に犬塚君が取り寄せてくれた桜が一房あり、桜を見ながらの開催が出来ました。後半は私も緊張がほぐれて酔い、行方不明になり幹事にご迷惑をおかけしました。犬塚君のご息子のフルートも久しぶりに聴きましたが大変良い演奏でしたし、お酒も盛り上がり、ありがとうございました。

いよいよ例会も残すところ6回となりました。次年度は地区協議会、クラブ協議会と大変ですのでよろしくお願い致します。会員卓話も当クラブの誇る昭和15年組が2人登場しますので、期待したいと思います。残りも気を緩めずに頑張りますので、よろしくお願い致します。

【委員会報告】

〈出席委員会〉榊原茂太郎委員長

本日の出席数 63名

欠席数 10名

出席率 88.11%

〈スマイルボックス委員会〉犬塚富雄委員長

山崎周彌君 健康に恵まれて皆出席が出来る事が楽しいです。

鳥山欽示君 花見例会、有難うございました。酔いました。すみません。

名古屋西RC 小栗先生ようこそ西尾RCへ。

山崎克弥君 4/6花見例会にご参加の方、親睦委員会さん有難うございました。久しぶりの花見例会素晴らしい設営でした。

小栗先生 今日はいよいよよろしくお願い致します。

三浦康彦君 花見例会では犬塚一彦君や奥谷君と交流ができ、楽しいひとときでした。

また、オイスカの講演会に沢山ご出席いただき感謝です。みどりの春号で岡崎城下町と現在の岡崎がつながる NEW SPOT を紹介しています。

本田正則君 先日の花見例会、お食事飲み物もとても素敵でした。

朝岡 正君 地区研修・協議会参加の皆さんご苦労様でした。これから一緒に頑張ります。

結婚記念日のお花4/4に届きました。有難うございました。

石川竜司君 兄が三和小の校長になりました。色々な方に気にかけて頂き感謝です。

松田茂治君 4/9地区研修・協議会参加の皆さんご苦労様でした。

花見例会、有難うございました。

矢橋和也君 3/11志摩観光ホテルでの65周年記念例会に夫婦で参加させて頂きとても楽しかったです。また写真も頂戴し有難うございました。

4/6の花見例会も楽しかったです。

伊藤富義君 伊勢志摩のホテルでの写真を頂きました。感謝！

先週の土曜日最高の好天に恵まれて、妻と孫2人を連れて富士山ホテル鐘山苑に宿泊し、花満開と素晴らしい富士山に心を癒されました。

杉浦義浩君 長男が弊社に入社しました。今からスムーズな事業継承に全力を尽くします!!

遠山順子君 本日の卓話は税理士の小栗先生です。興味深い事例をたくさん取り扱っておられますので乞うご期待です！

小澤育史君 写真頂きました。ドウダンツツジ最高!!

柴田高広君 先日の三浦眞澄さんの卓話にたくさん登場させて頂きました。義浩君から写真も頂きました。約束通りスマイルさせて頂きます。

杉田明弘君 花見例会の折、ネクタイをお忘れになられた方、快くスマイルを頂戴しお礼申し上げます。

榊原康正君 花見例会ノーネクタイ。写真を頂きました。

坂田吉郎君 山尾病院に入院して大腸ポリープの手術をして頂きました。3日間でしたがとても快適な入院生活でした。有難うございました。

〔卓話〕

税理士法人STR 代表社員 小栗 悟 氏 (名古屋西RC) 「税理士が伝える事業承継・相続対策」



私は40年近く一貫して資産税、相続・事業承継関係に携わってきました。税理士、公認会計士は資格でカテゴリが分かれており、専門領域が余りはつきりしませんが必要専門はあります。資産税の専門家が1番少ないと言われており、全体の5%程度です。1番単純な見分け方は、相続税申告書の税務署への提出件数を確認することです。一般的には年間30~50件こなしている事務所であれば、そういう専門部隊が事務所にあると考えられます。全会計事務所の1年間の相続仕事の平均件数は0.7件、私どもの事務所は年に200~250件、多い時で300件程対応しています。愛知・岐阜・三重・静岡4県下を総称して管轄している名古屋国税局管内だと、私どもが2番手か3番手と言われています。

個人資産承継と事業資産承継の違いは、いつでもお金に変えて分けられるものかどうかです。自社株は紙切れに価値がついているだけのものですが、経営権に関わるため簡単に売ることが出来ず、最高で55%の税がかかります。その税金は個人財産から払わなければいけないので、本当の意味での実効税率は非常に高くなります。事業承継では経営権が大事です。株式会社の株式には議決権があり、これが経営権です。株主の権利は基本的に持ち株数で決まります。それを行使できる権利が議決権です。よく過半数や2/3以上持っていれば安全と考えている方がいます。間違っただけではありませんが、株式は1株持っていれば、株主代表訴訟権を得られます。株主代表訴訟については、多くの方が大企業の話だと思っていますが、日本の株主代表訴訟の内の70%以上が同族企業です。10%を超える株式を保有している株主がいるともっと大変です。なぜなら10%を超えると解散請求権が発生するからです。自社株に相続があったときの準共有株式については非常に大切なので覚えて帰ってください。自社株を持ったままオーナーが亡くなると、その自社株は一旦相続人の準共有財産となります。この状態は株式数ではなく、その株式が持つ権利についてそれぞれの相続分で有することになります。そのため、例えば2000株の内、オーナーが1200株、その長男が800株を有している状態でオーナーが亡くなり、1200株を妻・長男・次男で相続することになった場合、法定相続通りで相続することになると、1200株については妻600株、長男300株、次男300株ではなく、1200株の権利を妻が1/2、長男が1/4、次男が1/4有することになり、妻と次男がタッグを組めば、1200株に対して過半数の権利を有するので、1200株全部の権利行使が出来るので、800株対1200株となり長男が負けることとなります。こういった事例は頻繁に発生しておりますので、皆さまもご注意下さい。まず考えることは、議決権が事業承継であることです。株価の話は何とでもなります。遺言を書かない方が意外に多いですが、皆さん書くべきだと思います。民法は遺言があることを前提に読むと非常に分かりやすいです。遺言が無いと、相続人間での話し合いになりますが、上手くまとまらないと調停・審判・裁判と進んでいきます。書いてはいけない理由がなければ、余程のことが無い限り遺言通りになるので書いて下さい。経営権が次の後継者に渡るようになっているか、その他の財産は他から文句が出ない分け方になっているか、生前に財産を分けやすい対策を練ってあるか、相続に対する対策はやらなければいけないことがいくらかでもあります。ですが、なぜか事業承継対策になると自社株対策しか考えない方がすごく多いです。本日はこの認識だけ変えていただければと思います。



SAA 山崎周彌委員長

いつも感じるのですが、西尾RCの話聞く態度はすごいです。私語が全然ありません。すごく気持ちが良いです。ところが、他クラブの方がここに来ると、こんな堅苦しいのは嫌だという方がいます。悲しいことです。人の話はしっかり聞くという姿勢が大事です。

今年度SAAをお引き受けする際に、鳥山会長よりご要望をお伺いしました。それはシニアと若い方の友好が欲しいという宿題でした。色々相談をしたときに、親睦委員会とSAAとで相談させてもらう場所を設けることになりました。非常に難しく感じましたが、決して悪いことではありませんので、次年度もテーマとして取り上げて頂きたいという気持ちがあります。あと2ヶ月半しかない期間の中でどれだけのことが出来るか分かりませんが、一生懸命努力してそれなりの結果を残すSAAになりたいと思っています。